**日本のうたごえ全国協議会規約**

第一条（名称・所在地）

　本会は、日本のうたごえ全国協議会（以後会とする）と称し、事務所を東京都新宿区大久保２-１６-３６音楽センター会館に置きます。

第二条（性格・目的）

　日本のうたごえ運動は、合唱を主体としたサークル活動を基盤とする大衆的で民主的な音楽運動であり、内外の優れた音楽遺産をうけつぎ、専門家および大衆的創作活動と結び協力して、平和で健康なうたを全国民に普及することを目的とします。

　会は、日本のうたごえ運動を全国的に統一してすすめるサークル連絡協議体です。

第三条（活動）

　会は、目的を実現するために「うたごえは平和の力」を合言葉に次の活動を行ないます。

１　ひとりの仲間がひとりの仲間にうたごえを広めます。みんなうたう会活動を基盤として、うたごえサークル・うたう会・合唱団・器楽サークルなどうたごえの組織をつくり、全国民にうたごえをひろめます。

２　国民の生活・感情・要求を音楽の基礎として次のように活動します。

　イ．国民の生活と闘いを創造の源泉とし、演奏・教育・創作活動を発展させます。

　ロ．日本の民族的な音楽のすぐれた伝統をうけつぎ、発展させます。　ハ．諸国民の優れた音楽の成果に学び、日本国民のものにします。 ３　各地域、産業、階層のうたごえ交流をさかんにし、日本のうたごえ祭典を開きます。

４　ひろく音楽団体、音楽家および民主団体と、共同の課題にもとづいて協力・提携します。

５　世界の平和と諸国民間の友好のための国際的音楽交流と連帯活動を行ないます。

６　機関紙「うたごえ新聞」、季刊「日本のうたごえ」を発行しひろめます。

７　事業活動その他、目的に必要な活動を進めます。

第四条（組織）

１　イ．会は目的に賛成し、規約をみとめるサークルによって構成されます

　ロ．会は個人会員を認めます。ただし、個人会員は総会の議決権はないものとします。

２　入会は、うたごえ協議会の推薦を要し、常任委員会で決定し総会の承認をうけます。

３　三つ以上のサークルで都道府県協議会をつくり、サークルと全国協議会を結び運動をすすめます。また地方ブロック、産業別、階層別の交流をすすめるために協議会、連絡会などを作ることが出来ます。 ４　退会は理由を明らかにして常任委員会で決定し、総会の承認をうけます。会費を一年以上滞納した場合、退会したものとみなし除籍することができます。

第五条（機関・運営）

１　総会は、会の最高決議機関で、加盟団体から選出された代議員で構成し、常任委員会の招集により年一回以上開きます。

　また、加盟団体の三分の一以上の要請があった場合開かれます。総会は次のことを行ないます。

　イ．報告の承認と方針決定

　ロ．年間の予算の決定と決算の承認

　ハ．会長、副会長、事務局長、事務局次長、常任委員、会計監査委員の選出

ニ．入会、退会の承認と除籍の決定

　ホ．規約改正、その他

２　常任委員会は総会から次の総会までの決議執行機関で、総会の方針の実行、会の運営および日常業務の執行にあたります。

３　常任委員会は、常任幹事会を選出します。又、必要に応じて専門委員会および専門部を設けます。また、常任委員会顧問を　おくことが出来ます。

４　常任幹事会は、常任委員会から常任委員会までの間、会を代表して常任委員会の業務にあたります。

５　事務局は、常任幹事会のもとに、専門委員会および専門部を統轄し、日常業務を処理します。

６　会計監査委員会は、会の決算を監査し、総会に報告します。

７　総会、常任委員会、常任幹事会、会計監査委員会は、いずれも過半数の出席で成立し出席者の過半数で決定します。

８　会長は会を代表し、会務および常任委員会の業務を統轄します。副会長は会長を補佐し、会長に支障ある場合はこの代行を行ないます。事務局長は日常業務を統轄します。事務局次長は事務局長を補佐します。９　常任委員会は、総会の方針を実行するに当たって、全国的課題あるいは、特定の課題の活動経験を交流総括するために代表者会議を開くことができます。

　代表者会議は加盟の都道府県協議会、産別代表者により構成します。１０　常任委員の任期は一年、会計監査の任期は三年とします。

第六条（財政）

　会の財政は、会費、事業収入、寄付その他でまかないます。

　加盟団体、個人会員は別に定められた会費を納入します。

第七条（賞罰）

１　会は、運動の中ですぐれた運動や業績に対して表彰します。

２　会は、規約に反し、会の名誉をいちじるしく傷つけたものを除籍することができます。

第八条（付則）

１　会の運営を円滑にするために、別に細則を設けます。細則は総会で決定します。

２　会の規約の改正は、総会出席者の三分の二以上の賛同を要します。規約の解釈については常任委員会が責任をおうものとします。

３　入会、退会の審査は、常任委員会があたります。

４　この規約は、一九七五年二月二三日から実施します。一九八〇年第一三回総会で改正。一九八八年二月一四日第二一回総会で改正。二〇〇二年第三五回総会で改正。

細則

（１）会費は、サークル構成員一人当たり一ヶ月１４０円とします。ただし、障害者、子ども（小・中学生）は半額とします。

（２）個人会員の会費は、年２０００円とします。